

山梨県国民健康保険運営方針に基づく 取組について

山梨県国民健康保険運営協議会(第 3 回)

令和元年 10 月 7 日

山梨県国民健康保険運営方針の概要

1. 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項

【策定の趣旨】

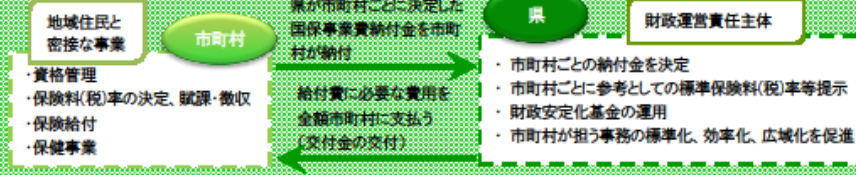
- 国民健康保険は市町村単位で運営しているため、小規模保険者が多く、財政が不安定になりやすく、また、事務処理方法にばらつきがある等の財政運営及び事業運営の課題がある。
- このため、国民健康保険法が改正され、平成30年度から、県と市町村が一体となって、国民健康保険の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進するために、県内の統一の方針として、山梨県国民健康保険運営方針を定める。(国民健康保険法第82条の2)

【検証・見直し】

- 平成30年4月1日からを対象とし、3年ごとに必要な見直しを行う。

【参考】

【県と市町村との役割分担】



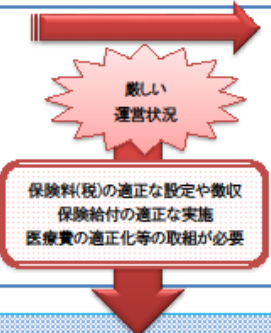
2. 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

【医療費等の動向】

	H27年度		最高		最低		対比
医療費(一人当たり)	576,872円	早川町	267,030円	小菅村	2.16倍		
保険料(税)調定額(一人当たり)	119,404円	道志村	55,197円	丹波山村	2.16倍		
収納率	100%	小菅村	89.61%	甲府市	10.39ポイント		
財政の状況	形式収支			実質収支			
	単年度収支	黒字	赤字	単年度収支	黒字	赤字	
	1,244百万円	26	1	▲460百万円	12	15	

【将来の見通し】

H27年度からH37年度にかけて、被保険者数は約12%減少、医療費は約18%増加すると推計される。



【財政収支の改善に係る基本的な考え方】

- 適正な保険料(税)の設定や医療費適正化の取組によって、実質的に黒字を達成している市町村もある一方、法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用等により決算補填を行っている市町村もあることから、これらの法定外の一般会計繰入等については解消・削減していく。
- 【赤字解消・削減の取組、目標年次等】
- 赤字が生じた市町村については、要因分析を行い、赤字解消・削減の計画を策定する。単年度での赤字の解消が困難な場合は、5年程度の中期的目標を定める。
- 【財政安定化基金の運用】
- 給付増や保険料(税)収納不足により財源不足となった場合には、県及び市町村に対し、貸付又は特別な事情が生じた場合に交付を行う。

3. 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

市町村ごとにあるべき保険料(税)率の見える化が図れるよう参考値として、標準保険料(税)率を示す。

【現状】

賦課方式(保険料・税)、算定方式(3方式・4方式)が市町村ごとに異なる。

【標準的な算定方式等】

算定に必要な係数等	設定内容
賦課方式	3方式
賦課割合	所得割:均等割:平等割=50:35:15
収納率	被保険者数の規模により6段階に設定

【保険料(税)率の一歩化】

○ 本県では、市町村の医療費水準に差があることや、算定方式が異なることなどから、当面保険料(税)率は一歩化せず、まずは、算定方式等の平準化や医療費の適正化などを進めていく。

その上で、将来的には保険料(税)率の一歩化を目指すこととし、具体的な進め方については、3年ごとの運営方針の見直しの中で検討していく。

8. 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

国民健康保険事業の健全な運営に当たっては、医療と密接に関係する保健や福祉部門とも緊密に連携していく。

【主な取組】

- 県は、市町村における保健事業の運営が健全に行われるよう、「健やか山梨21」、「山梨県地域保健医療計画」、「健康長寿やまなしプラン」を踏まえ、必要な助言及び支援を行う。
- 市町村は、地域包括ケアの構築等、保健医療部門と福祉部門との連携を推進していく。

4. 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

安定的な財政運営を継続し、被保険者の負担の公平性の観点から、市町村が収納率を向上させ、保険料(税)を確実に徴収することができるよう、その徴収事務の適正な実施のため取り組んでいく。

【収納率目標】

- 被保険者数の規模によって6段階に収納率目標を設定

【主な取組】

- 収納担当職員に対する研修会の実施
- 取組事例の共有化

6. 医療費の適正化の取組に関する事項

医療費について適正化を図り、国民健康保険財政の基盤を強化していく。

【主な取組】

- 後発医薬品差額通知等の実施
- 重複受診や重複投薬等への訪問指導など
- データヘルス計画に基づく事業実施(特定健康診査・特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防)

5. 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

保険給付の実務が法令に基づく統一のルールに従って確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされるようにするために取り組んでいく。

【主な取組】

- レセプト点検の充実強化
- 療養費の支給の適正化
- 第三者求償の取組強化
- 高額療養費の多数回該当の取扱い

7. 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

市町村が担う事務について、市町村の事務の広域化・効率化を推進していく。

【主な取組】

- 国保保険者標準事務処理システムの活用
- 市町村の状況に応じた事業の共同化(国民健康保険団体連合会の共同事業)
- 県による事業実施(研修会、広報事業、特定健康診査情報提供契約)

9. 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項に関する事項

国民健康保険運営に係る施策の実施のために、県は関係市町村相互間の連絡調整を行う。

【主な取組】

- 山梨県市町村国民健康保険連携会議・WGの開催、各種研修会の実施、国民健康保険主管課長会議の開催

国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

【赤字解消・削減の取組】

○国は国民健康保険特別会計において、解消・削減すべき「赤字」を「決算補填等目的の法定外繰入」と「繰上充用金の増加分」を合わせたものとしていることから、これらの解消・削減を図っていく必要がある。

○赤字が生じた市町村については、要因分析を行い、赤字解消・削減の計画を策定する。単年度での赤字の解消が困難な場合は、5年程度の中期的目標を定める。

○給付増や保険料(税)収納不足により財源不足となった場合には、県及び市町村に対し、貸付又は特別な事情が生じた場合に交付を行う。



○赤字解消・削減状況

H29年度決算状況

決算補填等目的の法定外繰入(単年度で赤字解消が困難) : 1市町村

繰上充用 : なし

○赤字解消計画の提出を求める

○市町村が行う国民健康保険事業の実施状況について、助言を行う

○国民健康保険財政安定化基金の貸付を実施



市町村における保険料(税)の標準的な算定方式

【標準的な算定方式】

○標準的な保険料(税)の算定方式は、従前の市町村の広域化を推進する指針である山梨県国民健康保険広域化等支援方針（以下「広域化等支援方針」という。）を踏まえ、算定方式の平準化を視野に入れ、実現可能な所得割、均等割、平等割の3方式とする。



○算定方式の平準化を図る

	H29年度	H30年度	R元年度
3方式	6市町	13市町村	18市町村
4方式	21市町村	14市町村	9市町村

市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施

○安定的な財政運営を継続し、被保険者の負担の公平性の観点から、市町村が収納率を向上させ、保険料(税)を確実に徴収することができるよう、その徴収事務の適正な実施のため取り組んでいく。



【収納対策】

○収納担当職員に対する研修会の実施

H30.7 研修会実施

R1.7 研修会実施

○収納率の状況

現年度の収納率		H28年度	H29年度
全国	市町村	91.92%	92.45%
山梨県	市町村	93.81%(14位)	94.44%(12位)
	最大	100%	100%
	最小	91.10%	91.63%

市町村における保険給付の適正な実施

○保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされるようにするために取り組んでいく。



【レセプト点検の充実強化】

- 市町村への集団指導
- 保険医療機関等への指導

【第三者求償の取組強化】

- 市町村職員を対象にした研修会の実施（H30.11,R1.11予定）

※参考

(国保連合会第三者行為
損害賠償求償事務
共同処理事業件数)

年度	収納件数
28	391件
29	355件
30	559件

医療費の適正化の取組

- 医療費の適正化を図り、国民健康保険財政の基盤を強化していく。
- 県は市町村が取組を実施するに当たって、より効果的に実施できるように、取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開や、定期的・計画的な助言等の支援を行っていく。



【糖尿病性腎症重症化予防への取組】

- 山梨県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定（H30.10）
- 関係機関との連携協定締結（H30.11）
- データ分析及び研修会の実施（R1）

【特定健康診査・特定保健指導に関する取組】

- 受診率向上に向けた研修会の実施（H30 R1）
- ナッジ理論等の情報提供（R1）

【医療費等のデータを活用した取組】

- やまなしデータdeヘルス事業（R1）
- 医療データ等分析事業（R1）

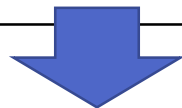
事業内容については、議事（2）で説明

【保険者努力支援制度に対する取組】

- 市町村に対する研修会の実施（R1.8）

市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 市町村が担う事務について、市町村の事務の広域化・効率化を推進していく。
- 県は広域的な観点から、事務の効率化に資する次のような取組を進めていく。



【県が実施する事業】

- 収納担当職員に対する研修会の実施

→ H30.7、R1.7実施 講演会及びグループワーク

- 各種広報事業

(外国人の保険料(税)収納率向上のためのチラシの作成等)

→ R1 国民保険制度や保険料(税)に関する英語版のチラシを作成
市町村に提供予定

- 特定健康診査情報提供契約(かかりつけ医からの診療情報の提供)の推進

→ H30及びR1 契約締結(市町村と山梨県医師会)

- 事務処理マニュアルの作成

→ 来年度以降検討予定